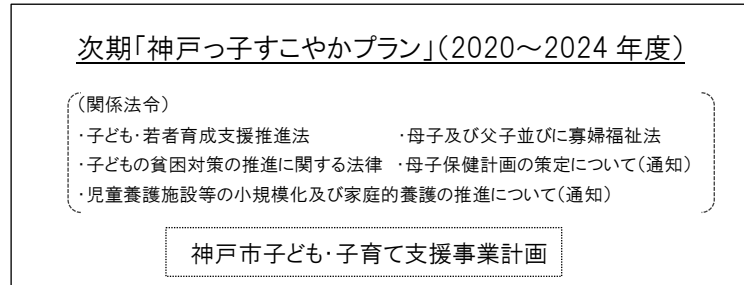


次期計画について

1. 計画策定の目的

本市では、平成 27 年 3 月に、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子育て支援事業の「量の見込み」や「確保方策」等を定めた「神戸市子ども・子育て支援事業計画」を策定するとともに、平成 28 年 3 月に、次世代育成支援対策推進法及びその他法令に基づく行動計画「新・神戸っ子すこやかプラン」を策定している。

これら 2 つの計画期間は、いずれも令和元年度末で終期を迎えることから、引き続き、関係法令に基づく計画を策定し、子育てにかかる施策を総合的かつ効果的に推進していく。



2. 計画の集約化等

計画の策定にあたっては、「神戸市子ども・子育て支援事業計画」及び「新・神戸っ子すこやかプラン」を一体化した計画として**集約化**するとともに、**重点化・簡素化**を行い、市民に対して分かりやすく見やすい計画となることを目指す。

3. 子ども・子育て支援法に基づく「量の見込み」及び「確保方策」算定事業

1. 教育・保育の確保量
2. 地域子ども・子育て支援事業
① 利用者支援事業（保育サービスコーディネーター）
② 時間外保育事業（延長保育）
③ 放課後児童健全育成事業（学童保育）
④ 子育て短期支援事業（子育てリフレッシュステイ）
⑤ 乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問指導）
⑥ 養育支援訪問事業（保健師による相談・指導等）
⑦ 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター等）
⑧ 一時預かり事業、子育て援助活動支援事業、子育て短期支援事業（幼稚園預かり保育、一時保育）
⑨ 病児保育事業（病児・病後児保育事業）
⑩ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）
⑪ 妊婦健康診査事業

4. スケジュール（予定）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
				● 第1回会議	● 第2回会議		● 第3回会議			第4回会議 ●	
次期計画における骨子の検討 →				計画素案の作成			最終案の作成			計画の確定 →	
				適宜部会等を開催			● 市会報告		● 市会報告		
								← パブロメの実施			